

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の 一部を改正する省令案について

1. 改正の背景

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）及び船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成30年法律第61号）の適用に関し、現在、自衛隊の使用する船舶については、その円滑な運用を図るため、必要に応じて、当該法律の施行規則において、各規制（海洋汚染防止設備の検査等）の適用除外を規定している。

今般、防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第44号）により自衛隊法（昭和29年法律第165号）の一部改正が行われ、装備移転船舶[※]について船舶法（明治32年法律第46号）等を適用除外とする規定が新設されたことを踏まえ、艦船の装備移転を円滑に実施するため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和46年運輸省令第38号）等においても、必要に応じて、装備移転船舶を適用除外の対象に追加する改正を行う必要がある。

※装備移転（防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号）第2条第4項に規定する装備移転をいう。）の対象となる船舶として外国政府向けに製造されるもの。自衛隊の使用する船舶には該当しないが、その構造及び設備等については自衛隊の使用する船舶と同様であることから、装備移転船舶については、自衛隊の使用する船舶を適用除外としている規定のうち、必要なものについて措置するもの。

2. 改正の概要

以下の省令について、装備移転船舶を適用除外の対象とする改正を行う。

＜対象省令＞

- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（以下「海防法施行規則」という。）
 - ・第11条の5、第12条の17の13及び第12条の17の21
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和58年運輸省令第39号。以下「検査規則」という。）
 - ・第1条の5の6、第1条の21及び第2条
- 国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則（平成31年国土交通省令第12号。以下「シップ・リサイクル法施行規則」という。）
 - ・第2条

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和7年9月下旬

施 行：令和7年10月1日（水）